

地域包括支援センター事業実施方針の変更について

下記の通り、実施方針を変更します。

- 1 「3 小平市の介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針」の本文の後に地域ケア会議の概念図を追加する。
- 2 「5 小平市との連携方針」における会議の名称及び体系に変更があったため、下線部分と、会議の体系図を変更する。

変更前

3 小平市の介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

本文省略

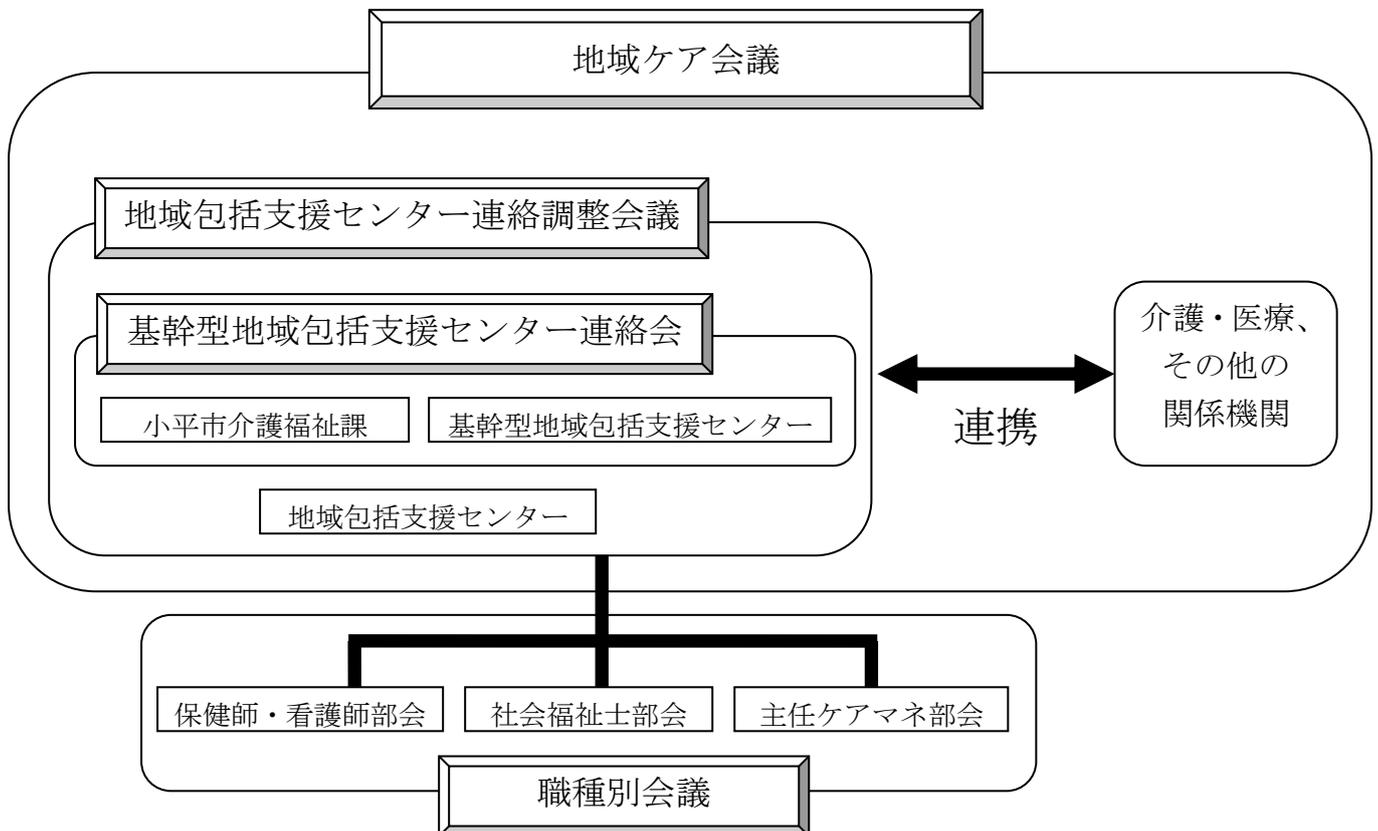
5 小平市との連携方針

市は、介護保険制度の運営責任者として、また、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括支援センターと事業実施方針を共有し、その運営と活動を支援します。一方、地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現に向け、市と連携して包括的支援事業等の適切な運営を図ることとします。

なお、基幹型地域包括支援センターは、①統括機能、②連絡調整、③後方支援、④人材育成を柱として、市と各地域包括支援センターとともに、三位一体となるような体制づくりを行います。また、市と各地域包括支援センターにおいても、統括する基幹型地域包括支援センターを中心とした連携に努めます。

これらの連携を維持、継続するために、①地域包括支援センター連絡調整会議、②職種別会議、③地域ケア会議、④基幹型地域包括支援センター連絡会、⑤その他の事業、等を実施していくことで、地域包括ケアシステムの推進を図っていくこととします。

《会議の体系図》

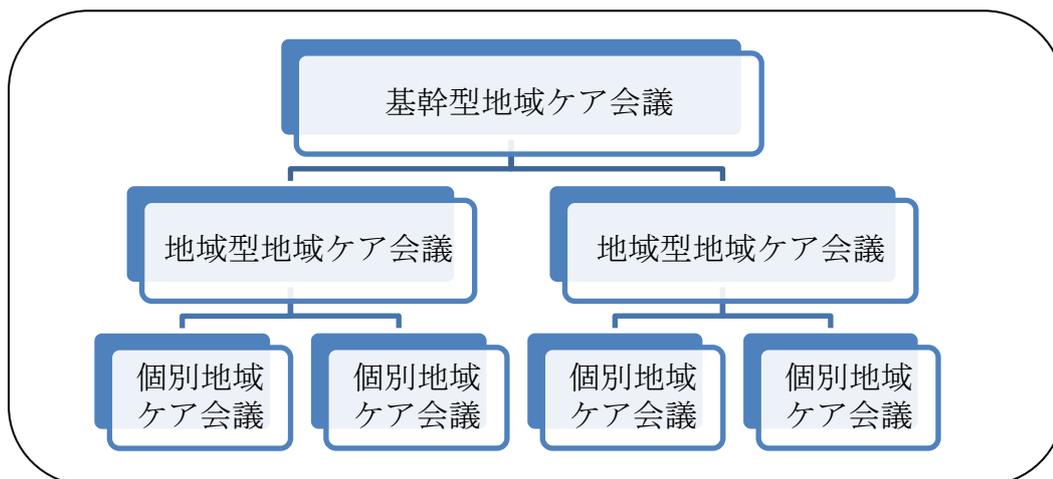


変更後

3 小平市の介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

本文省略

《地域ケア会議の概念図》



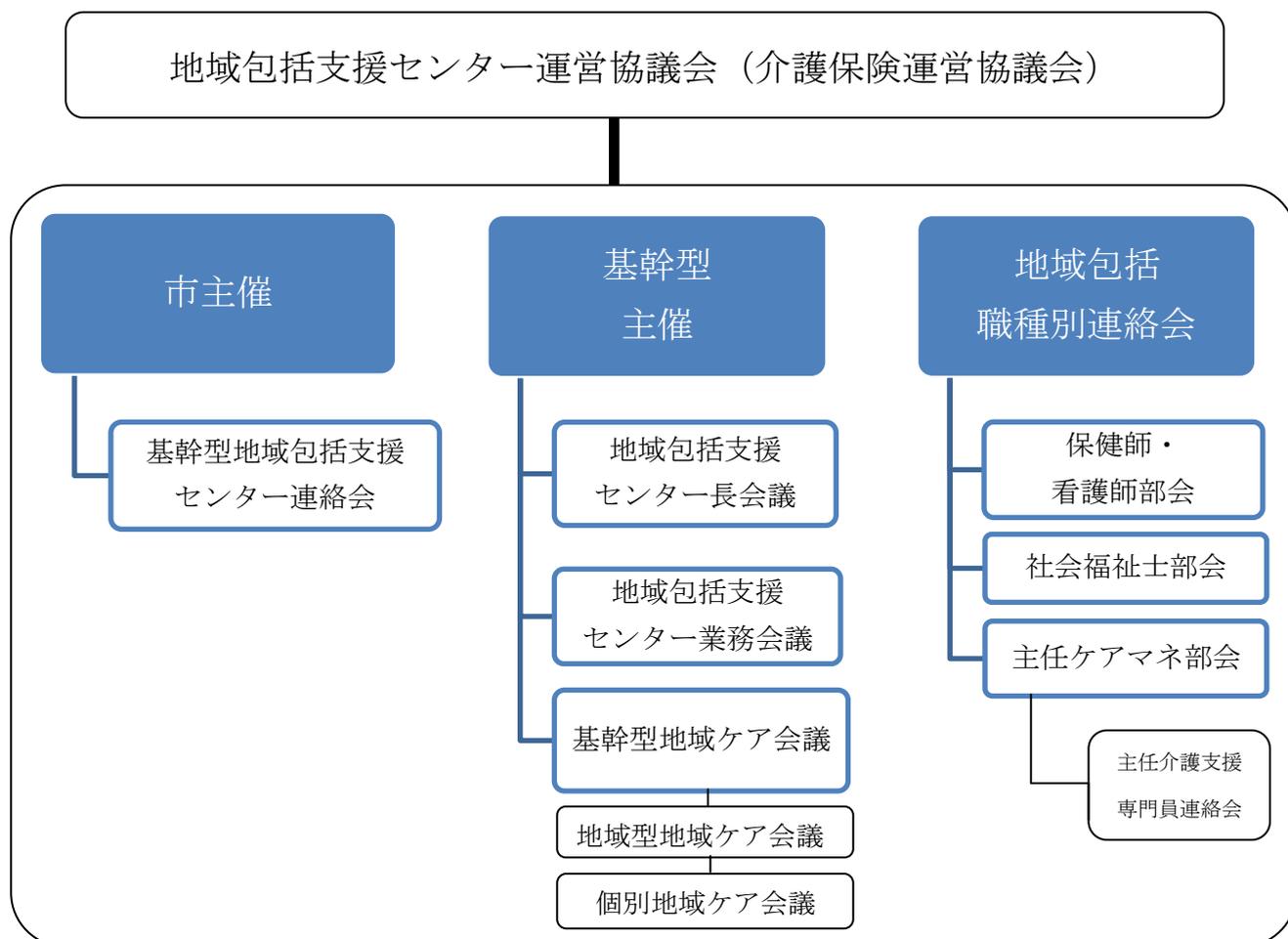
5 小平市との連携方針

市は、介護保険制度の運営責任者として、また、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括支援センターと事業実施方針を共有し、その運営と活動を支援します。一方、地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現に向け、市と連携して包括的支援事業等の適切な運営を図ることとします。

なお、基幹型地域包括支援センターは、①統括機能、②連絡調整、③後方支援、④人材育成を柱として、市と各地域包括支援センターとともに、三位一体となるような体制づくりを行います。また、市と各地域包括支援センターにおいても、統括する基幹型地域包括支援センターを中心とした連携に努めます。

これらの連携を維持、継続するために、①地域包括支援センター長会議、②地域包括支援センター業務会議、③地域包括職種別連絡会、④地域ケア会議、⑤基幹型地域包括支援センター連絡会、⑥その他の事業、等を実施していくことで、地域包括ケアシステムの推進を図っていくこととします。

《会議の体系図》



小平市地域包括支援センター事業実施方針

1 小平市の地域包括ケアシステムの構築方針

小平市は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を営めるように、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの視点による「地域包括ケア」の実現に向けて、日常生活圏域を基本とした、きめ細かな地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2 小平市の重点的に行うべき業務の方針

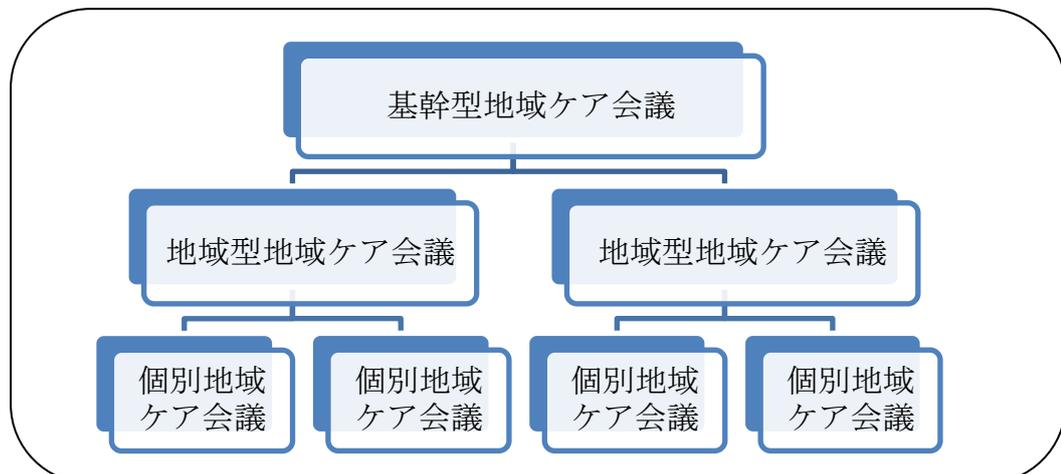
高齢者を支えていくためには、公的支援だけでは限界があり、地域の様々な担い手の力が必要です。介護予防見守りボランティア事業をとおして、介護予防の推進、ボランティア活動の育成や地域の見守り力の向上、などの体制づくりを、基幹型地域包括支援センターを中心に、各日常生活圏域に拡充します。

3 小平市の介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

高齢者等の多種多様な課題を解決するために、地域包括支援センターは、各関係機関とのネットワークにより、様々な社会資源を有効活用することで、問題解決にあたる体制整備が必要です。

このため地域包括支援センターは、「地域ケア会議」の積極的な活用により、主体的に、各関係機関との連携や市民との協働を行うことで、ネットワークの維持や、拡充に努めていくこととします。

《地域ケア会議の概念図》



4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

地域包括ケアシステムの介護の視点となる、介護支援専門員の業務は、要介護状態等の高齢者本人やその家族のあらゆる課題に対応するために、社会資源を適切に活用できるよう、包括的・継続的な支援を行うことが必要です。

包括的・継続的ケアマネジメントを実践するために、地域包括支援センターは、介護支援専門員の研修や連絡会の実施等による環境整備、地域ケア会議による個別ケースの支援に努めることとします。また、市及び基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センターが適切な包括的・継続的ケアマネジメントを実施していくために、地域包括支援センター職員への研修を実施し、地域ケア会議による個別ケースの支援、連携に努めることとします。

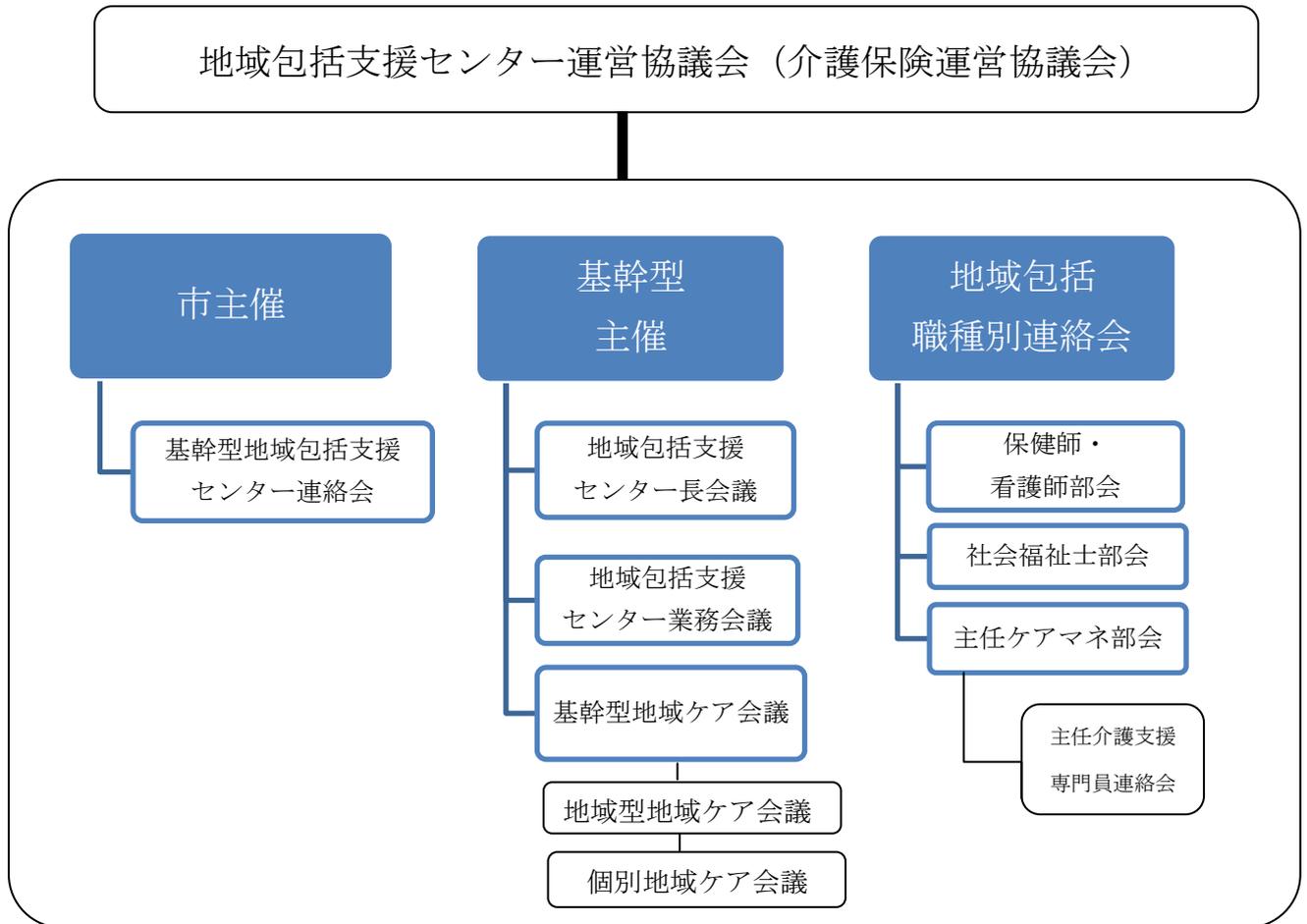
5 小平市との連携方針

市は、介護保険制度の運営責任者として、また、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括支援センターと事業実施方針を共有し、その運営と活動を支援します。一方、地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現に向け、市と連携して包括的支援事業等の適切な運営を図ることとします。

なお、基幹型地域包括支援センターは、①統括機能、②連絡調整、③後方支援、④人材育成を柱として、市と各地域包括支援センターとともに、三位一体となるような体制づくりを行います。また、市と各地域包括支援センターにおいても、統括する基幹型地域包括支援センターを中心とした連携に努めます。

これらの連携を維持、継続するために、①地域包括支援センター長会議、②地域包括支援センター業務会議、③地域包括職種別連絡会、④地域ケア会議、⑤基幹型地域包括支援センター連絡会、⑥その他の事業、等を実施していくことで、地域包括ケアシステムの推進を図っていくこととします。

《会議の体系図》



6 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、市の介護・高齢者福祉行政の一翼を担う「公共機関」であることから、公正かつ中立性が確保された事業運営を行います。これに伴い、介護保険事業運営協議会において事業の評価を行うための資料として、事業活動報告書を提出することとします。

具体的には、特定のサービスや事業所の利用に偏らない事業運営や、法人名を名乗らないなど、市民に疑念を抱かれることのないよう努め、高齢者本人がその人らしい暮らしができるよう、常に最善の対応を図ります。

7 その他

①個人情報の保護に関するセキュリティーの徹底

地域包括支援センターが保有する個人情報については、紙面やデータの情報に応じて、保存庫の鍵の施錠や、パスワードの漏洩などに十分に注意し、個人情報保護の徹底することとします。

②地域包括支援センター職員の人材確保

市は、東京都などが行う地域包括支援センター職員のスキルアップに繋がる研修や講演会、基幹型地域包括支援センターが行う研修等への参加促進を図りますが、地域包括支援センター設置者におきましても、研修や自己啓発の機会をとおして人

材育成を図り、安定した人材の確保及び職員配置に努めることとします。